

◎新潟県告示第801号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成27年5月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
一般財団法人 新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐 4132番地	育成医療・更生医療 (腎臓に関する医療)	平成27年6月1日
一般財団法人 新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐 4132番地	育成医療・更生医療 (整形外科に関する医療)	平成27年6月1日
一般財団法人 新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐 4132番地	育成医療・更生医療 (脳神経外科に関する医療)	平成27年6月1日
一般財団法人 新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐 4132番地	育成医療・更生医療 (口腔に関する医療)	平成27年6月1日
一般財団法人 新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐 4132番地	育成医療・更生医療 (免疫に関する医療)	平成27年6月1日